

## 第2章

# 献血の推進 について

# 献血推進の実施体制

血液法では、献血による国内自給の確保を基本理念としており、献血の推進について、国、地方公共団体、採血事業者の責務を定めています（法第4条、第5条、第6条）。

国（厚生労働大臣）は、基本方針を定めるとともに、毎年度、基本方針に基づく献血推進計画を定め、公表することとされています（法第9条、第10条）。

都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、都道府県献血推進計画を定めるとともに、公表するよう努め、厚生労働大臣に提出することとされています（法第10条）。

採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として献血受入計画を作

成し、厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。また、受入計画を作成する際には、あらかじめ都道府県の意見を聴かなければならないとされています（法第11条）。

なお、厚生労働大臣が献血推進計画の策定、献血受入計画の認可を行う場合には、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければなりません（図2-1）。

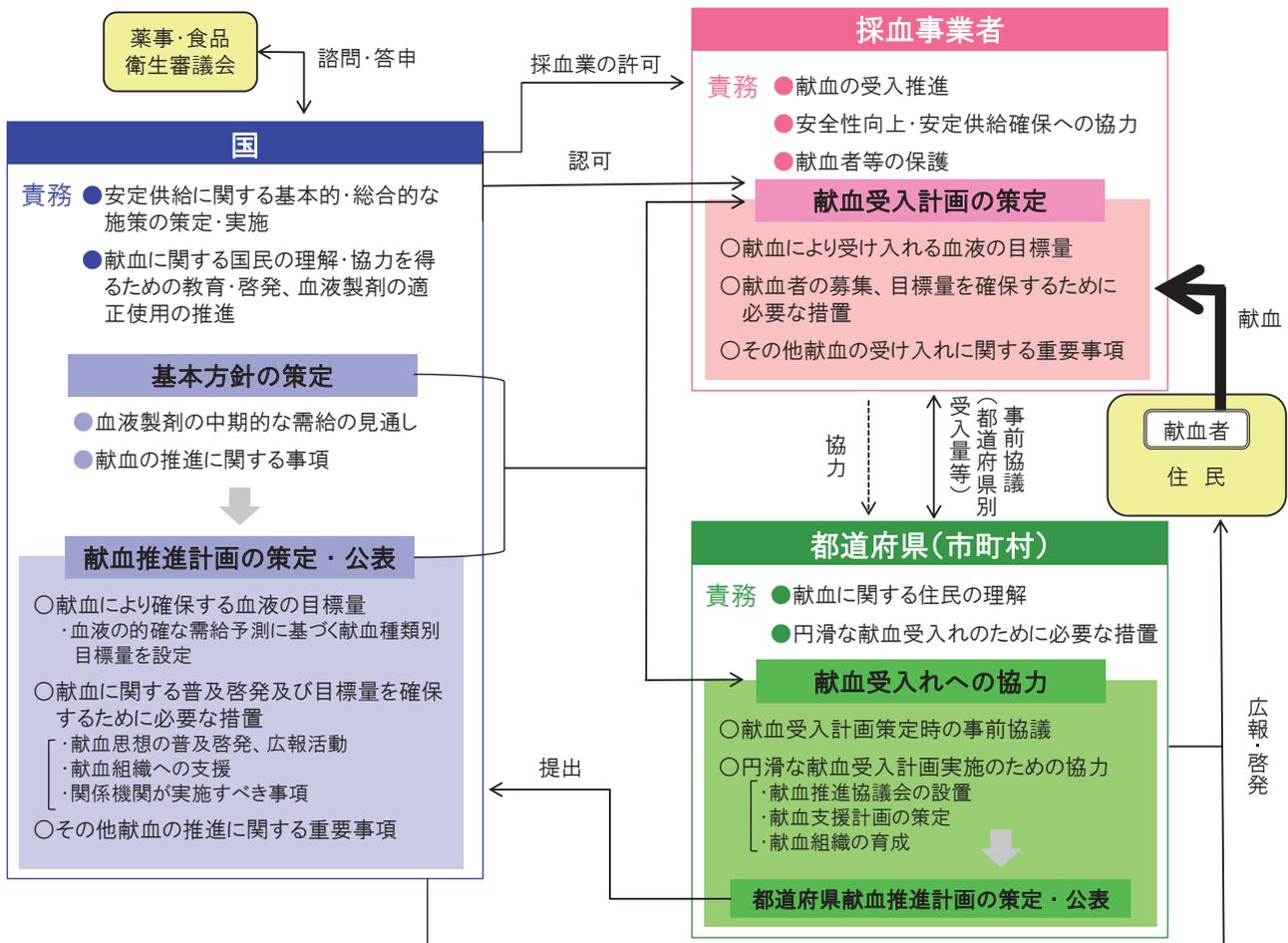


図2-1 献血推進の実施体制

# 献血者数・献血量の推移

令和2年度の献血者数は約504万人、献血量は約224万Lでした。図2-2に、平成17年度から令和2年度までの献血者数と献血量の推移を示します。平成22年度以降、献血者数・献血量ともに減少傾向が続いていましたが、平成30年度以降は増加傾向にあります。

図2-3に平成30年度から令和2年度までの月別の献血量、図2-4に月別の献血者数の推移を示します。献血者数及び献血量が減少しがちな夏期や冬期に

は、国、都道府県及び日本赤十字社は、「愛の血液助け合い運動」(7月)、「はたちの献血」キャンペーン(1~2月)等の広報活動を行い、安定的に血液を確保するよう努めています(図2-5)。

献血血液の確保量の推移をみると、令和2年度は前年度と比べて、輸血用血液製剤用の必要血液量は横ばいの一方で、血漿分画製剤用の必要血液量が増加しています(図2-6)。今後、血漿分画製剤用の必要血液量は更なる増加が見込まれます。

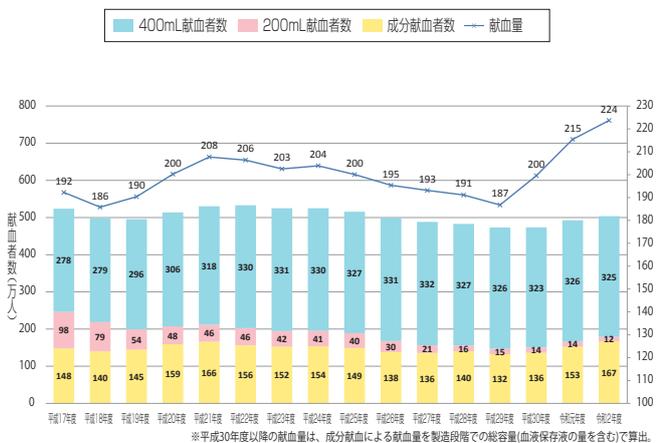


図2-2 献血量及び採血種類別献血者数

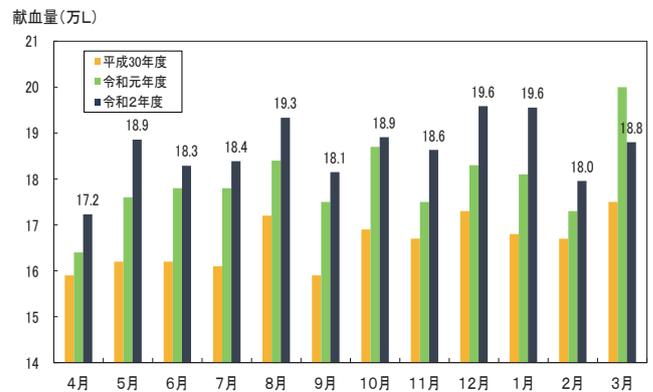


図2-3 月別の献血量

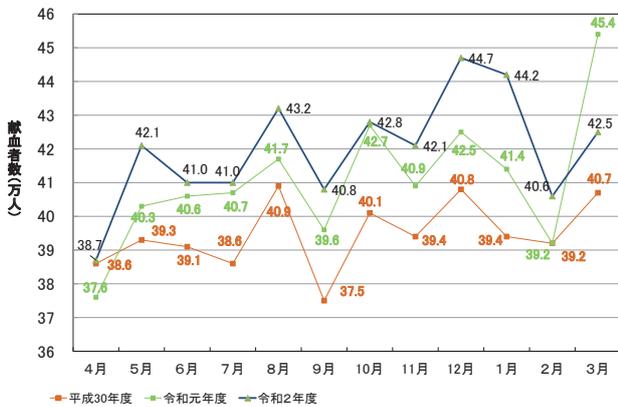


図2-4 月別の献血者数の推移



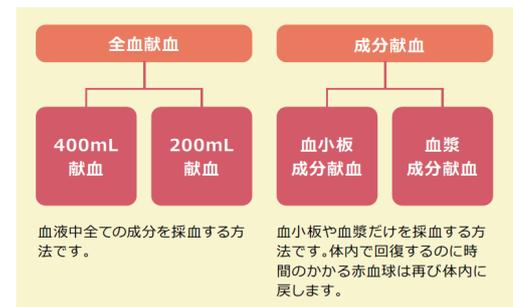
図2-5 ポスター



図2-6 献血血液の確保量の推移

## 献血の種類

献血には4つの種類があります。



# 中期目標「献血推進 2025」

血液製剤の国内自給を基本とした安定供給を確保していくためには、その原料である献血血液を将来に亘り安定的に確保する必要があります。献血の推進に関しては、厚生労働省において、基本方針に基づき、毎年度献血推進計画を定めているほか、血液製剤の製造販売業者等が実施する将来の需要予測等を踏まえ、複数年の期間を対象とした献血推進に係る中期目標を設定しています。

これまで中期目標として平成 17 年度から「献血構造改革」、平成 22 年度からの「献血推進 2014」、平成 27 年度からの「献血推進 2020」を設定し献血者確保の取り組みを行ってきました。今般、令和 2 年度(2020 年度)で「献血推進 2020」の目標期間が終了することから、令和 3 年 1 月に開催された献血推進調査会で、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を目標期間とする新たな中期目標「献血推進 2025」を設定しました。(図 2-7)

「献血推進 2025」の設定にあたっては、日本赤十字社が令和元年 10 月の血液需要将来推計シミュレーションをもとに新たに行った需要推計に基づく必要献血者シミュレーション結果に加え、厚生労働科学研究「新たなアプローチ方法による献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究(主任研究者: 田中純子広島大学大学院教授)」の研究結果及び献血推進調査会の委員の意見を踏まえ設定しました。

献血推進調査会の審議の際に示された、日本赤十字社のシミュレーション結果では、令和 7 年度では、輸血

用血液製剤の需要についてはほぼ横ばいであるのに対し、血漿分画製剤特に免疫グロブリン製剤の需要が増加傾向にあることを踏まえた場合、必要献血者数は 485 万人～509 万人と推計されました(令和 2 年度献血者数: 504 万人)。

また、厚生労働科学研究「新たなアプローチ方法による献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究」では、年齢・地域別献血率と年齢・出生コホート要因から献血率を予測するモデル(Age-Cohort モデル)と、献血回数別の献血行動の傾向から将来の献血行動推移を予測するモデル(マルコフモデル)により、将来人口推計を用いて算出した令和 7 年度献血者数は、それぞれ 440 万人、444 万人と推計、また、年齢別血液製剤の使用量の推移から、将来推計人口を用いて算出した令和 7 年度必要献血者数は、477 万人～505 万人と推計しており、最大で約 65 万人の献血者が不足するという試算がされました。

これらの結果を踏まえ、献血の普及啓発、若年層対策の強化、安心・安全で心の充足感が得られる環境の整備について重点的に取り組んでいきます。

なお、今回の中期目標設定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮できていないため、中間年である令和 5 年度を中途に達成目標のそれぞれの項目の実績値を確認し、必要に応じて見直していくこととしています。

## 1. 令和 7 年度(2025 年度)までの達成目標

項目	目標の定義	令和 7 年度目標値	令和 2 年度実績値
若年層の献血者数の増加	若年層(16 歳～39 歳)の人口に対する献血者数の割合(献血率)	6.7% 〔参考 10 代: 6.6% 20 代: 6.8% 30 代: 6.6%〕	5.4% 〔参考 10 代: 4.2% 20 代: 5.5% 30 代: 5.6%〕
安定的な献血の確保	献血推進活動に協力いただける企業・団体の数	70,000 社	60,854 社
複数回献血の推進	年に 2 回以上献血された方(複数回献血者)の人数	1,200,000 人	1,024,863 人
献血 Web サービスの利用の推進	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録者の人数	5,000,000 人	2,468,899 人

(注) 10 代とは献血可能年齢である 16～19 歳を指す。

## 2. 重点的な取り組みについて

上記の目標を達成するため、以下の事項について重点的に取り組んでいくこととする。

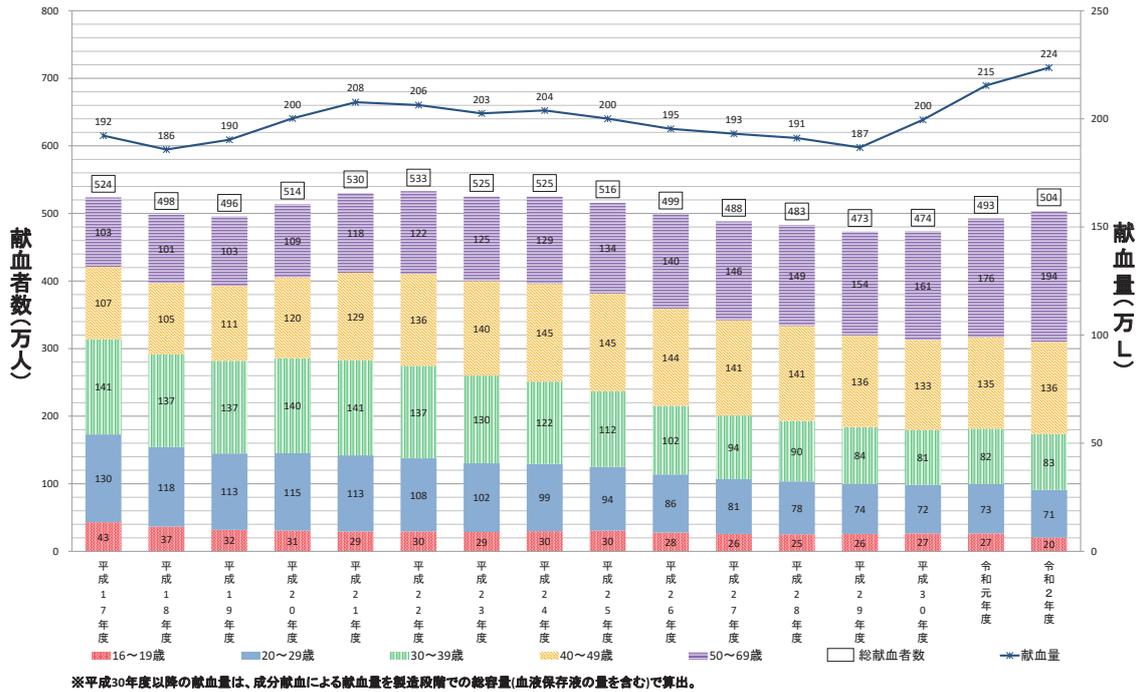
- (1) 献血の普及啓発  
広く国民に献血の意義を理解し、献血を行ってもらうため、効果的な普及啓発を促進する。
- (2) 若年層対策の強化
  - ① 10 代への働きかけ  
献血への理解を深めてもらうことにより、初めての献血を安心して行っていただくため、SNS を含むインターネット等を主体とした情報発信を行うとともに、日本赤十字社が実施する「献血セミナー」などの普及啓発の取り組みを推進する。
  - ② 20 代・30 代への働きかけ  
献血率の減少傾向が続いている 20 代・30 代の方が献血に協力しやすいよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の活用を促すなど、献血を体験した方が、長期にわたり複数回献血に協力してもらえるような普及啓発、環境整備に取り組む。  
また、企業などへの働きかけを一層強化することにより、安定的な献血者の確保を図るとともに、予約献血の活用など献血者の利便性に配慮した新たな仕組みを検討する。
- (3) 安心・安全で心の充足感が得られる環境の整備  
献血は相互扶助と博愛精神による自発的な行為であり、献血者一人一人の心の充足感が活動の大きな柱となっている。献血に協力いただく方々が、より安心・安全に献血できるとともに、心の充足感を得られ継続して献血いただける環境整備を図る。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

図 2-7 献血推進に係る新たな中期目標「献血推進 2025」

# 若年層に対する献血推進

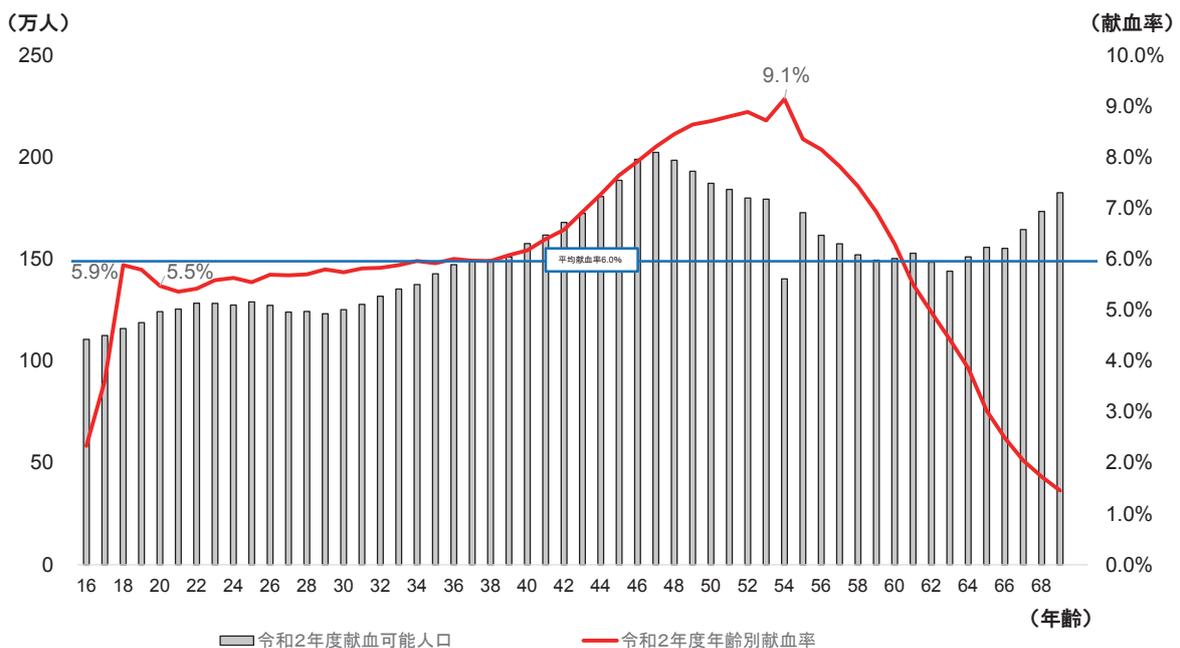
近年、献血量と献血者数は増加傾向にあります。一方で、10代から30代の献血者数は、この10年で約37%も減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少しています(図2-8)。また、令和2年度の年齢別の献血率(献血可能人口に対する献血者数(延べ人数)の割合)を見ると、令和2年度についての若い世

代の割合は、平均の献血率6.0%と比べて低い数値を示しています。18歳から23歳までは、新型コロナウイルス感染症拡大による学校での献血の実施の中止などの理由により、例年より献血率が減少しています。また、24歳から39歳までは、横ばいの傾向となっています。これは、仕事や家事で献血する時間を確保できないなど



(日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成)

図2-8 年代別献血者数と献血量の推移



(日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成)

図2-9 年齢別献血可能人口と献血率

の理由によります（図2-9）。

少子化で献血可能人口が減少している中、将来にわたり安定的に血液を確保するためには、若年層に対する献血推進活動が、これまで以上に重要となっています。

厚生労働省では、若年層に対する献血推進活動の取組として、平成17年度から中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを全国の中学校に配布しています。また、平成22年度から高校生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」を全国の高校に配布しており、文部科学省の協力を得て授業での活用を求めています（図2-10）。平成21年7月に改定された「高等学校学習指導要領解説／保健体育編」に「献血の制度があることについても適宜触れる」ことが追記され、平成25年度から高校の保健体育の授業でこのテキストを活用していただく環境が整いました。さらに、平成30年度からは大学生等を対象とした献血啓発ポスター（図2-11）を全国の大学等に配布しているほか、新たな取組として、献血アイドルのキャラクターを使った若年層向けの啓発映像を作成しました（図2-12）。

こうした普及啓発資材を活用した取組に加えて、文部

科学省の協力を得て、高校等における献血に触れ合う機会の一環として、日本赤十字社が実施している学校献血や献血セミナーを積極的に受け入れてもらえるよう関係者に協力を依頼しています。

また、小中学生の段階から献血に関する知識の普及啓発を目的として、地方公共団体及び日本赤十字社による地域の実情に応じた「キッズ献血（模擬献血）」の実施や日本赤十字社によるパンフレット「愛のかたち献血」（小中学生用）の配布のほか、社会福祉法人はばたき福祉事業団による、幼児向けの絵本「ぼくの血みんなの血」など、幼少児期からの取組も行われています。

一度献血を経験した方に継続して献血をしていただくことは、必要血液量を安定的かつ効率的な確保に寄与するだけでなく、安全な血液製剤の供給の観点でも重要です。日本赤十字社では、年間で複数回献血にご協力いただける方を募集するため、献血Web会員サービス「ラブブラッド」（図2-13）を運営し、継続的な献血への協力を呼びかけています。

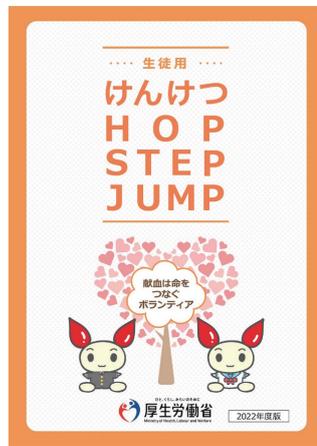


図2-10 中学生を対象とした献血への理解を促すポスター（左）  
「けんけつ HOP STEP JUMP」（右）

図2-11



図2-12

○献血Web会員サービス「ラブブラッド」のご紹介

図2-13

### 輸血をしてもらおう

小学校3年生の時に体調不良の日が続き、病院に行き検査をすると「急性骨髄性白血病」とわかり入院をしました。

抗がん剤治療と骨髄移植をするために1年3か月入院をしました。治療中、数えきれないぐらいの輸血をしました。輸血しないで、抗がん剤治療だけしていても、私は、今ここにいることができません。



北東 紗輝さん

### 献血呼びかけボランティアをはじめて

私は、輸血をしたので、献血はすることができませんが、「何か手伝えることはないかな?」と探しているときに、「献血呼びかけボランティア」というのを見つけました。献血ルームに行くと、献血に来てくれている人が大勢いて、私と同級生ぐらいの高校生も大勢いたので、びっくりしたと同時に、「献血ルームに来てくれる人がいるから、輸血ができたんだな。」と感謝しかありません。これからも、多くの人に献血を知ってもらい、献血したり、他の人に広めていってほしいです。



恒川 礼子さん

### 40歳で診断された難病

仕事や子育てに走りまわっていた40歳の時に自己免疫の病気「重症筋無力症」と診断されました。全身の筋肉に力が入りにくく、すぐに疲れてしまう。その時服用していた薬の副作用に悩まされ、気持ちと身体をだましながら毎日を過ごしていました。



### 救ってくれたのは、献血から生まれた薬

そんな時新たな治療法として免疫グロブリン療法を取り入れることになりました。この治療の薬はみなさんが献血してくださった血液からつくられます。免疫系の病気の仲間もこの薬のおかげで命をつなぎ、学校生活や社会生活を送ることができるようになっていきます。献血をしてくださったみなさんに心より感謝申し上げます。

# 献血者の健康被害

献血時の採血は、献血者の健康状態等を十分確認した上で行われますが、時には血管迷走神経反応（VVR）、さらにはごくまれにクエン酸反応、神経損傷などの健康被害が起こることがあります（表 2 - 1）。

令和2年度における献血者の健康被害として上位に集計される症状とその発生状況を図 2 - 14 に示しました。もっとも発生頻度が高いのは VVR で、献血者数に占める VVR（軽症）発生率は、約 0.6% でした。気分不良や顔面蒼白などの症状が代表的です。

採血事業者は献血申込者にこうした健康被害が起こりうることを説明した上で、献血への協力をお願いしています。また、採血後の十分な休憩や水分補給の必要性、具合が悪くなった時の対処方法について注意を促し、万が一、腕の痛みなど健康状態に心配が生じた時は血液センターに連絡するよう呼びかけています。

献血者の健康被害は、その大部分が軽度なものですが、ごくまれに医療機関の受診を要するような状態になることもあります。そのような場合、従来では、日本赤十字

表 2 - 1 献血者の健康被害の主な態様

名称	概要
VVR (血管迷走神経反応： vasovagal reaction)	採血中に発生することが最も多いが、採血前又は採血後に発生することもある。献血者の心理的不安、緊張もしくは採血に伴う神経生理学的反応による。症状には個人差がある。軽症から放置により重症に進行し、気分不良、顔面蒼白、欠伸、冷汗、眩暈、悪心、嘔吐、さらに、意識喪失、けいれん、尿失禁、便失禁に至る場合がある。その他、血圧低下、徐脈、呼吸数低下が見られる。
神経損傷	電気が走るような痛みや痺れが生じる。皮神経損傷の場合は2～4週間程度で症状は軽快するが、まれに回復に2カ月程度を要することもある。
神経障害	穿刺時創傷の治癒過程で形成された組織癒着や皮下出血後の血腫などによる神経圧迫により伸展時等に神経症状を引き起こすことがある。駆血を強く長時間行った場合や、採血側の上肢を固定する際にも発生することがある。伸展等の運動時に痛み、痺れがあるほか、まれに運動障害や知覚障害をきたすことがある。
皮下出血及び血腫	採血時の穿刺と採血後の圧迫（止血）が適正に行われなかった場合に起こる。小丘状の出血斑から皮下に浸透し、腕の運動により拡大し広範な出血斑や血腫になることがある。
穿刺部痛	穿刺時創傷の炎症及び組織癒着による周辺組織等の引きつりなどにより発生する。穿刺部に限局した強い痛みが持続する。また、穿刺部の圧迫痛や穿刺部周辺の牽引痛がある。
クエン酸反応	成分採血時、相当量のクエン酸ナトリウムを使用した場合に発生する。口唇、手指の痺れ感、寒気、気分不良で始まり、さらに体内にクエン酸が返血されると悪心、嘔吐、さらにはけいれん、意識消失に至ることもある。
RSD (反射性交感神経性萎縮症： Reflex Sympathetic Dystrophy)	神経や骨・軟部組織の損傷後に起こる疼痛などの症状が異常に蔓延する症候群。症状は単一の末梢神経領域に限らず広がり、原因となった外傷の程度に比して重症である。四肢遠位部の持続性的特徴的な痛みと血管運動異常による腫脹があり、これらによる関節可動域制限が出現する。疼痛は受傷後まもなく出現することもあるが、一般的にはやや日数が経ってのことが多い。症状は傷の程度に比べ強い。

(日本赤十字社採血基準書より厚生労働省作成)

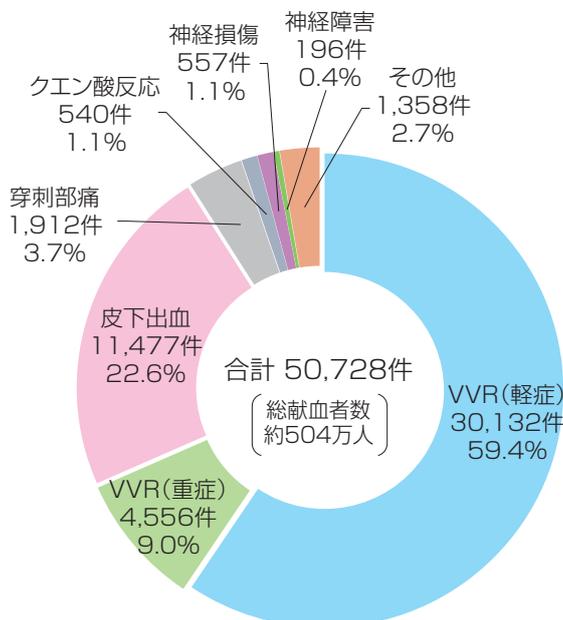


図2-14 令和2年度の献血者の健康被害発生状況

(日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成)

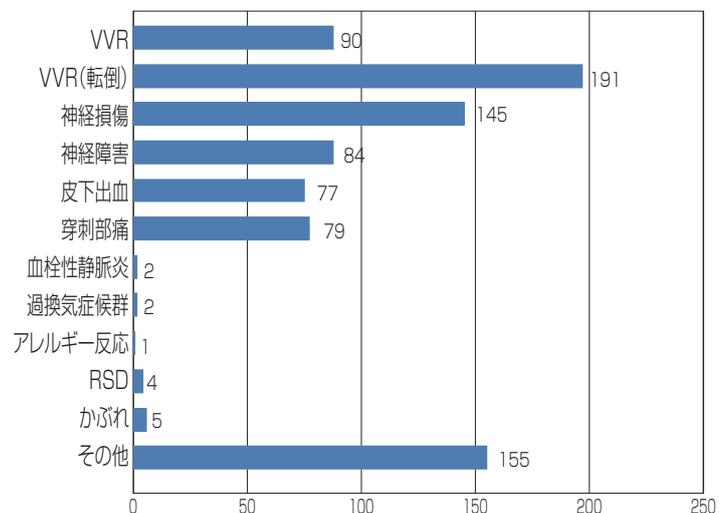


図2-15 令和2年度に医療機関を受診した人数(835人) (「献血者健康被害救済制度」の対象となるもの)

社の各血液センターで医療費等が支払われていました。

しかし、補償の公平性及び透明性の向上を図る必要性が指摘され、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（平成18年9月20日付け薬食発第0920001号厚生労働省医薬食品局長通知別添）に基づき、平成18年10月から、献血者の健康被害に対し適切な救済が行えるよう、国の適切な関与の下で、日本赤十字社において「献血者健康被害救済制度」が開始され、医療費や医療手当（交通費など医療費以外の費用を補填するもの）等が支払われています（表2-2）。

図2-15は、当該制度に基づいて、令和2年度に

医療機関を受診した事例の症状別内訳を示しています。

表2-3は、当該制度に基づいて日本赤十字社が給付決定した献血者の健康被害の態様を入通院日数ごとに分類したものです。医療機関の受診を要する健康被害であっても、大半は数日間を終結していることが読み取れます。

一方、ごく一部ですが、長期の通院等を要する例も存在しています。

表2-2 「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（概要）

(1) 給付の項目及び対象者

- ① 医療費及び医療手当 採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
- ② 障害給付 採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
- ③ 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
- ④ 葬祭料 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

(2) 給付額等(令和3年4月1日時点)

給付項目	給付額等
医療費	病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。
医療手当	病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。その額は、1日につき4,630円、月ごとの上限を37,000円とする。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、給付基礎額8,900円に障害等級1～14級に応じた倍数を乗じて得た額(445,000円～11,926,000円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は、49,152,000円とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、212,000円とする。

表2-3 献血者の健康被害の態様別発生件数と入院日数の状況(令和2年度)

	VVR	VVR (転倒)	神経 損傷	神経 障害	皮下 出血	穿刺 部痛	血栓性 静脈炎	過換気 症候群	アレルギー 反応	クエン酸 反応	RSD	かぶれ	けいれん	その他	総計
通院	1日	75	129	58	28	48	45	0	2	0	2	3	0	97	487
	2日	7	17	30	24	13	13	1	0	1	0	0	0	21	127
	3日	2	13	25	12	3	10	1	0	0	0	1	0	14	81
	4日	1	8	17	10	5	4	0	0	0	1	0	0	10	56
	5日	0	4	5	6	1	3	0	0	0	1	1	0	4	25
	6日	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
	7日	0	3	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	1	11
	8日～14日	0	9	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4	20
	15日～30日	0	3	5	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	12
	31日以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	85	187	145	84	77	79	2	2	1	0	4	5	0	154	825
入院	1日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2日	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	3日	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	4日	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	6日	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	7日	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8日～14日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15日～30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	31日以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
入・通院合計	91	195	145	84	77	79	2	2	1	0	4	5	0	155	840
重複	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
実績件数	90	191	145	84	77	79	2	2	1	0	4	5	0	155	835

※日本赤十字社が加入する賠償責任保険により給付がなされる場合を含まない